

質問 外国人との婚姻届を出したいのですが。

回答

➤ 日本の方式で婚姻する場合の提出場所

杉並区では戸籍係（区役所本庁舎 1 階 3 番窓口）のみで取り扱います。

➤ 日本の方式で婚姻する場合の提出に必要なもの

■ 日本人

届書 1 通。印鑑。

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

■ 外国人

外国籍の方との婚姻の場合、相手の方の国籍によってご用意いただく書類が異なります。詳しくは、戸籍係までお問い合わせください。

➤ 日本の方式で婚姻した場合のその他注意事項

国によっては婚姻要件具備証明書の発行をしていない国があります。また婚姻要件具備証明書を発行する制度があっても事情によって発行されない場合などがあります。まず大使館等で婚姻要件具備証明の交付を受けることができるかどうかご確認ください。不明な点等は戸籍係（電話：03-5307-0624）にお問い合わせください。

➤ 外国の方式で婚姻した場合の提出に必要なもの

◆ 届書 1 通

◆ 印鑑

◆ 婚姻が成立した国の方式に従って作成された婚姻に関する証書の謄本及び翻訳者が署名押印した日本語への全文訳

◆ 相手の方（外国人配偶者）の国籍証明書及び翻訳者が署名押印した日本語への全文訳

※翻訳はどなたがなさってもかまいません。末尾に翻訳した人の署名・捺印をお願いします。

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

➤ 外国の方式で婚姻する場合のその他注意事項

婚姻に関する証書の記載内容等によって、受理されるまでに時間のかかる場合があります。